

ID: 80

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町障害者通所援護施設条例 第11条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第29号		
【基準】			
第11条の規定による。 (利用の停止等)			
第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、通所援護施設の利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。			
(1) 訓練又は指導の事由が消滅したとき。			
(2) 訓練又は指導上の指示に従わないとき。			
(3) 更生意欲に欠け、通所援護施設の目的に反すると認められるとき。			
(4) その他、町長が指導上又は管理上不相当と認めたとき。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日